○ 「精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について」(平成 19 年 3 月 30 日障発 0330011 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後			現		
,	障発第 0330011 号				
	平成 19 年 3 月 30 日				平成 19 年 3 月 30 日
一部改正	障発 0928 第 1 号			一部改正	障発 0928 第 1 号
	平成 23 年 9 月 28 日			FI. /\—	平成 23 年 9 月 28 日
一部改正				一部改正	障発 0330 第 10 号
	平成 24 年 3 月 30 日			FI / -	平成 24 年 3 月 30 日
一部改正	障発 0329 第 15 号				7,94 == 1 = 94 == 1:
	平成 25 年 3 月 29 日				
	1 //2 == 1 = /4 == /:				
都道府県知事		都道府県知事			
各 指定都市市長 殿		各 指定都市市長			
中核市市長		中核市市長	, ,,,,		
		, , , , , , ,			
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長				厚生労働省社会・技	爰護局障害保健福祉部長
精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活 訓練)事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等 について		精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練 (生活 訓練) 事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等 について			

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)別表第12の8及び第13の8に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。)によりお示ししているところであるが、昨年10月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。

これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしくお願いする。

記

- 1 精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業 所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い
- (1) 支援の基本的な考え方

精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練) 事業所及び指定就労移行支援事業所(以下「事業所」という。)を運営する事業者(以下「事業者」という。)は、支援を実施するに当たって、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)別表第12の8及び第13の8に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。)によりお示ししているところであるが、昨年10月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。

これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしくお願いする。

記

- 1 精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業 所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い
- (1) 支援の基本的な考え方

精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練) 事業所及び指定就労移行支援事業所(以下「事業所」という。)を運営する事業者(以下「事業者」という。)は、支援を実施するに当たって、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練 その他の便宜を適切かつ効果的に行うこと(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171号。以下「指定基準」という。)第 165 条及び第 174条)。

(2) 地域移行推進協議会の設置等

ア・イ (略)

ウ 地域移行推進協議会は、地域における住まいの場や日中活動の場を 確保するため、市町村が設置する協議会との連絡調整を行うこと。

エ (略)

(3) • (4) (略)

2·3 (略)

その他の便宜を適切かつ効果的に行うこと(<u>障害者自立支援法に基づく</u> 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。)第 165 条及び 第 174 条)。

(2) 地域移行推進協議会の設置等

ア・イ (略)

ウ 地域移行推進協議会は、地域における住まいの場や日中活動の場を 確保するため、市町村が設置する<u>自立支援協議会</u>との連絡調整を行う こと。

エ (略)

(3) • (4) (略)

2 · 3 (略)